平成２１年（フ）第３４９号
大分県別府市上人仲町２番８号
債務者　大野　紀子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４０６号
大分県別府市中央町２番３号
債務者　橋本　綾子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第１９４号
宮崎市花山手東１丁目11番地８
債務者　池水さやか（旧姓市原）
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２１８号
宮崎県児湯郡新富町大字新田7045番地２
債務者　阪田　博文
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３０５号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代南俣2110番地
債務者　日髙いづみ
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９７号
鹿児島県姶良郡湧水町木場1040番地　サンライズ102
債務者　永田　達也
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田1004番地１
債務者　川越美智子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
沖縄県国頭郡今帰仁村字呉我山451番地１
債務者　伊良波和子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第１１号
沖縄県石垣市字新川1746番地の１　グランヴィリオ社員寮208
債務者　田中　昇司
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２６号
沖縄県石垣市新栄町52番地の７　杉本アパート101号
債務者　上間　英和
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第１８７号
兵庫県明石市立石２丁目４－１－204、旧住所神戸市東灘区住吉山手８丁目13―25―103
債務者　森本登美子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
兵庫県明石市田町２－９―21　マンション青葉、住民票上の住所兵庫県明石市材木町13―27
債務者　中川　雅一
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１９７号
神戸市西区押部谷町木幡２―74　県住３―101
債務者　市川勢喜子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
兵庫県明石市二見町東二見45番地　東美荘、旧住所兵庫県明石市二見町東二見16番地
債務者　筧　　一広
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２１１号
兵庫県明石市二見町西二見89―２―701
債務者　堀　　武志
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
兵庫県明石市西明石西町２丁目９―20―410
債務者　濱口　福雄
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
兵庫県明石市西朝霧丘９―12
債務者　磯田喜久馬
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係